

全建事発第 68 号
平成 23 年 9 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔 公 印 省 略 〕

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国土交通省より別紙の通り標記ガイドラインを策定した旨、通知がありました。このガイドラインは建設産業戦略会議が取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策」を受けて策定されたものであり、今般受発注者間において、必ずしも十分に徹底されていない法条を中心に、建設業法に照らし、受発注者がどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示しています。

貴協会におかれましては、本ガイドラインの策定の趣旨及び内容を了知の上、傘下会員に対し周知徹底のほどお願い申し上げます。

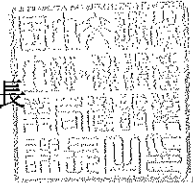
以上
(事業部事業企画課 小林・吉田)

国土建推第10号

平成23年8月29日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインについて

建設業法においては、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものです。

こうした観点から、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るための対策として、受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの早期策定及びその活用の必要性が指摘され、平成23年6月に建設産業戦略会議がとりまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011」においてもその旨が盛り込まれたところです。

これを受け、今般、発注者と受注者との間の取引において、必ずしも十分に徹底されていない法条を中心に、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定しました。

貴団体におかれましては、本ガイドラインの策定の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対し、その周知と適正な契約締結及びその履行が徹底されるようよろしくお願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。

なお、本ガイドラインは、国土交通省のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000129.html)に掲載しています。